

# 記入例

様式第1号(第5条関係)

## 特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

	(ふりがな)	生年月日
夫	( 〇〇 タロウ ) 〇〇 太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 平成
妻	( 〇〇 ハナコ ) 〇〇 花子	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 平成
住所(※1)	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2〇〇マンション203号 電話080(0000)0000	
住所(※2)	〒 電話 ( )	
過去にこの助成金を受けたことがありますか ない・ <b>ある</b> → 過去( 2 )回受けた 助成金を受けた自治体は 沖縄県・他(那覇市) ない・ <b>ある</b> → 過去( 1 )回受けた 助成金を受けた自治体は 沖縄県・他(那覇市)		
申請者氏名(夫及び妻の署名又は記名)  〇〇 太郎 〇〇 花子		
申請額(男性不妊治療分除く)	金	円
申請額(男性不妊治療)		円
申請額合計		円
<b>以下記入不要</b>		
令和 年 月 日	沖縄県知事 殿	
申請受理年月日	(承認・不承認)	決定年月日
受給者番号		

※1：夫婦の住所を記入。

※2：夫婦の住所が異なる場合に記入する。

(添付書類)

- 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
- 住所の確認及び法律上の夫婦であること等を証明する書類
  - 戸籍謄本  
(初回申請時のみ、2回目以降の申請では原則不要。ただし、夫婦別居の場合は必須)
  - 夫婦が同居の場合・・・①住民票謄本(続柄記載)
  - 夫婦が別居の場合・・・①戸籍謄本、②夫婦それぞれの住民票抄本
- 夫と妻の所得証明書(児童手当用)(令和3年度以降の申請には不要)
- 特定不妊治療費助成事業請求書(様式第5号)
- 債権者登録申請書(初回申請時又は変更のある場合のみ)
- 振込口座通帳の写し(初回申請時又は変更のある場合のみ)
- 領収書(指定医療機関発行)

○特定不妊治療費助成事業補助金に関する説明

特定不妊治療費助成事業補助金は、県が行う審査を経て決定するものであり、申請書を受理したことにより助成金交付を保証するものではありません。

また、申請件数が、助成予定件数を超えた場合、申請期間内であっても受付を終了することがあります。

○治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

○以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。